

中国最高人民法院・最高人民検察院宛

『知的財産権侵害の刑事事件の処理における法律の適用に関するいくつかの問題に関する解釈』
に対する意見

2023年3月3日

常務理事 齊藤 浩二

意見項目	修正提案・コメント	理由
第一条	「情状は特に深刻(情节特别严重)」の基準値は、現在は違法所得額・違法経営額の5倍相当となっている。10倍に変更する背景をお教えいただきたい。	元の5倍の基準で「情状は特に深刻」に該当しやすいほうが、厳罰化＝犯罪抑止につながるのではないかと懸念される。10倍基準になることが逆に処罰が軽くなる方向にならないか、気がかりである。
第十二条	(コメントのみ) 真正な権利者であることの立証負担を軽減することを目的とした改正であると理解しており、歓迎する。	—
第二十二條	「次の各号のいずれかに該当する場合、事情を考慮して軽く処罰することができる。 (一)権利者の容赦を得た場合。 (二)罪過を悔いている場合。 (三)不正手段で権利者の営業秘密を取得したが、まだその開示、使用又は他人への使用許諾を行っていない場合。」とあるが、「(二)罪過を悔いている場合。」を削除し、当該削除に応じて(三)を(二)に繰り上げるよう修正することを要望する。	中国における模倣品業者に対する刑事裁判では、かなり重大な事案でも執行猶予が付くことがあり、施行猶予中に再犯することもある。従って、規定の解釈が曖昧になることに起因して刑事処罰が軽くなる可能性がある規定については、その解釈を曖昧にする該当部分の記載を削除すべきである。 第二十二條(二)は、罪過を悔いている程度の解釈が曖昧になることから削除すべきである。悔いているかを問わず、罪過の内容に応じて粛々と処罰すべきである。
第二十四條	「2種類以上の登録商標」に該当するケースについて、より具体的に例示してほしい。	認定のためには①「同一種類の商品・役務で使用され」と②「いずれも同一の商品、役務の出所を指す」という2つの要件があるが、この2つは「又は」の関係なのか、または「且つ」の関係なのか。 もし「且つ」と理解すると、「2つ以上の

		<p>商標が同一種類の商品、役務で使用されているが、それぞれ別々の商品、役務の出所を示している」ケースは、要件の片方しか満たさないため「2種類以上の登録商標」と認定される。</p> <p>一方「又は」であれば、先ほどのケースでも要件を満たすため「2種類以上の登録商標」と認定されない(すべきでない)ことになるので、どちらか明確にしておきたい。</p>
--	--	---

以上